

SONGTANK 利用規約

事業者向けソフトウェア利用許諾規約

株式会社 BLTP

第 1.1 版 2026 年 9 月 10 日改定

本版は、本版への同意を伴う利用許諾契約から適用します。

株式会社 BLTP（以下「当社」といいます。）は、楽曲管理ソフトウェア「SONGTANK」（以下「本ソフト」といいます。）について、以下の条件により利用を許諾します。本規約は、事業のために本ソフトを利用する法人その他の団体または個人事業主に適用されます。

第 1 条 定義と適用

- 「利用者」とは、当社または当社が認める販売者との間で、本ソフトの利用許諾契約を締結する事業者をいいます。「使用者」とは、利用者の管理の下で本ソフトを操作する役員、従業員および第 3 条に定める業務委託先をいいます。
- 「利用者データ」とは、本ソフトで取り扱う音源、歌詞、文書、楽曲情報、作家・クライアント・案件の情報、提出履歴、使用者情報その他利用者が登録・作成するデータをいいます。
- 「個別契約」とは、当社と利用者が合意した申込書、注文書、見積書、契約書その他の書面または電磁的記録をいいます。個別契約と本規約が抵触するときは、個別契約の明示的な合意を優先します。ただし、第 11 条の第三者ライセンスによる権利を制限することはできません。

第 2 条 契約の成立

- 当社は、契約成立前に本規約を利用者が閲覧・保存できる方法で提示します。利用者が権限を有する者を通じて本規約への同意と申込みを行い、当社または正当な権限を有する販売者がこれを承諾したときに利用許諾契約が成立します。
- 同意は、署名、電子署名、申込画面の同意操作、電子メール等の記録が残る方法で行います。ファイルを受け取ったことのみをもって同意したものと扱いません。

第 3 条 利用許諾の範囲

- 当社は、利用者に対し、その事業における楽曲・歌詞・作家・案件等の管理、試聴、解析、提出用ファイルの作成その他本ソフトの機能の利用について、非独占的な利用権を許諾します。利用者が受託する顧客業務での利用も含まれます。
- 利用者は、自己が管理する Windows または Mac の端末に本ソフトをインストールして使用できます。本規約は、利用者内のインストール台数、使用者数および同時利用数について、利用許諾上の上限を設けません。処理件数・ファイル容量その他の技術上の上限は、各バージョンの仕様によります。
- 利用者の業務委託先は、利用者の業務を行うために必要な範囲で、利用者の指揮・管理の下で使用できます。利用者は、当該委託先に本規約に相当する義務を負わせ、その管理を行います。委託先による独立した事業利用や、親会社・子会社・関連会社による独立した利用は、個別契約で対象に含めない限り別の利用許諾を要します。
- 利用者は、インストール、端末移行、災害対策およびバックアップのために必要な本ソフトの複製を作成できます。
- 本ソフトの利用許諾にライセンスキーや常時オンライン認証は必要ありません。本ソフト内の使用者ログインは、利用者が任意に設定するアクセス管理機能です。

第 4 条 対価と利用期間

1. 本ソフトの基本利用許諾料は、買い切り 900,000 円（税抜）です。適用される消費税を加算します。支払方法、支払時期、引渡条件および別途依頼する導入支援等の対価は、契約成立前に提示する見積書等の個別契約で定めます。本ソフトの基本利用について、月額課金、年額課金または使用量・台数・使用者数に応じた継続課金はいりません。
2. 本ソフトの利用権は、第 17 条により終了する場合を除き、当社が利用者に交付したバージョンについて期間を定めず継続します。評価版等の利用期限を設ける場合は、利用者の申込み前に個別に明示して合意します。
3. 製品アップデートの無償提供条件は第 12 条によります。個別開発、導入支援、運用支援および保守・サポートの提供範囲と対価は、個別契約で定めます。利用者が追加契約を締結しないことのみを理由として、既に交付したバージョンの利用権は終了しません。
4. 端末、外部ストレージ、NAS、ネットワーク、Dropbox 等の外部サービスに必要な費用は、利用者とその提供者との契約によります。

第 5 条 利用環境と共有運用

1. 利用者は、公表された動作要件を満たす端末、保存領域、アクセス権限およびネットワーク環境を用意し、業務利用前に自己の環境で動作を確認します。本ソフトは、iPad・スマートフォン向けには提供されません。
2. 本ソフトの本体は各端末に配置し、管理データおよび音源のコピー先は利用者が指定します。複数端末から同じ管理データを利用する場合は、対応するバージョンと共有方式をそろえ、競合・切断・アクセス権限の警告を確認します。
3. NAS 等の共有フォルダへの直接アクセスと、Dropbox 等による端末間のファイル同期は、異なる仕組みです。同期サービスだけをういた複数端末からの管理データの同時更新について、競合防止や即時反映は保証されません。利用者は、動作が確認された運用方法に従い、同期の完了を確認して利用します。
4. 外部サービスの利用条件、公開・共有設定、同期状況および保存容量は、利用者が管理します。本規約は、外部サービスの契約条件を変更するものではありません。

第 6 条 利用者データの権利

1. 利用者データに関する著作権、著作隣接権その他の権利は、利用者または正当な権利者に留保されます。本ソフトへの登録、解析、変換、複製、書き出しによって、当社にこれらの権利が移転することはありません。
2. 利用者は、音源・歌詞等の登録、複製、解析、変換、社内共有、提出その他の利用について、必要な権限および同意を確保します。本ソフトの利用許諾は、登録する作品の利用許諾、権利処理または提出先の承諾を代行するものではありません。
3. 利用者は、自ら権限を有する利用者データおよびその出力物を、顧客、提出先その他の第三者に提供できます。利用者データの提供は、第 10 条の本ソフトの再配布には当たりません。
4. 当社は、利用者から別途明示的な許諾を得ない限り、利用者データを広告、販売、AI・モデルの学習その他の二次利用に用いられません。

第7条 保存とバックアップ

1. 利用者は、業務上必要なデータについて、保存先の空き容量、バックアップおよび復元手順を管理します。同期サービスは、削除・破損・誤更新も同期する場合があるため、同期の完了のみを復元可能性の確認とはしません。
2. 「原本をコピー」はコピーを、「MP3に変換してコピー」は変換した MP3 を、指定のコピー先に保存します。MP3 変換後のファイルから変換前の音質を復元することはできません。変換前の原本が必要な利用者は、その原本を別途保管します。
3. 「原本を開く」は元の場所のファイルを参照します。元ファイルの移動、削除、変更または保存先の切断により、再生等ができなくなる場合があります。
4. アーカイブは表示・運用上の整理であり、独立したバックアップではありません。利用者は、削除、保存先変更、データ移行、同期設定変更および更新の前に、必要なデータを保全します。
5. 当社は、アプリの終了や利用許諾の終了を理由として、利用者の保存領域にある音源・歌詞・管理データを遠隔削除しません。利用者データの保管・復元サービスを当社が提供する場合は、別途合意します。

第8条 自動解析と提出管理

1. Vocal・BPM の音源解析、ファイル名からの項目推定、重複候補の表示および楽曲 QA は、業務を補助する機能です。候補が誤る場合や、検出できない場合があります。Vocal の表示は、歌唱者本人の性別・人数等の属性を確定するものではありません。
2. 利用者は、作家名、楽曲名、BPM、Vocal、権利条件、バージョン、同一楽曲の判定その他の重要な項目を、業務上必要な範囲で確認・修正します。Vocal・BPM の音源解析は設定で停止できます。
3. 提出制限、KEEP、返却、採用、リリース、締切等の表示は、登録された情報と設定に基づきます。提出の可否、二重提出の特例、返却・解除の成立、権利の状態および期限は、利用者が相手方との契約・連絡内容に照らして判断します。
4. 自動返却によるアプリ内の状態変更は、相手方による返却の通知や契約上の権利解除を代行するものではありません。締切通知等の動作は、アプリの稼働、端末の日時、設定および保存先の状態に影響されます。
5. 本ソフトへの提出履歴の登録および提出用ファイルの書き出しは、相手方へのメール送信、アップロードまたは受領確認を完了させるものではありません。

第9条 情報の取扱いと秘密保持

1. 本ソフトの通常の楽曲管理、ファイル名の推定および音源解析は、利用者の端末と指定した保存領域で処理します。当社は、これらの機能のために音源、歌詞、作家・案件情報を当社や外部 AI のサーバーへ自動送信しません。利用者が指定した同期・バックアップ先への転送、外部リンクの閲覧、または利用者が別途依頼したサポートでの提供は、その設定・依頼の範囲によります。
2. 利用者は、作家の氏名、連絡先、プロフィール、使用者情報等を取り扱う際、利用目的の通知・公表、必要な同意、アクセス権限、委託先の管理その他適用される法令に従います。
3. 当社は、契約管理や問い合わせで受領した担当者情報等を、契約の履行、連絡、サポートおよび法令対応に必要な範囲で取り扱い、安全管理措置を講じます。利用目的に必要な期間または法令上必要な期間を超えて保持せず、不要となった情報は削除または適切に処理します。
4. 当社は、利用者からサポートのために提供された未公開楽曲、歌詞、案件情報、個人情報その他の秘密情報を、依頼された対応に必要な範囲でのみ使用します。利用者の同意なく第三者に開示

しません。ただし、法令に基づく開示、または必要な範囲で守秘義務・安全管理義務を課し、適切に監督する委託先への取扱いの委託を除きます。

5. 利用者は、サポートに必要なない原本、個人情報、パスワードまたは復旧コードを送付しないようにします。当社がデータの提供を依頼する場合は、目的と必要な範囲を事前に示します。

第 10 条 禁止事項

1. 利用者は、本ソフトについて、権限のない第三者への販売、貸与、再許諾、公開配布、または第三者が独立して使用するサービスとしての提供を行ってはなりません。ただし、第 3 条の許諾および第 11 条の第三者ライセンスで認められる行為を除きます。
2. 利用者は、法令違反、第三者の権利侵害、不正アクセス、他者のデータの無断取得、権限のない認証回避、または悪意あるプログラムの配布のために本ソフトを使用してはなりません。
3. 当社の独自プログラムの改変、逆コンパイル、逆アセンブルその他の解析は、当社の事前の承諾なく行わないものとします。ただし、適用法令または第 11 条の第三者ライセンスにより認められる範囲には適用しません。
4. 利用者は、本ソフトの権利者表示、ライセンス表示および商標表示を不当に削除・改変してはなりません。本規約は、当社の商標等を独立して使用する権利を付与しません。

第 11 条 第三者ソフトウェアとモデル

1. 本ソフトには、オープンソースソフトウェア、学習済みモデルその他第三者が権利を有する構成物が含まれます。Electron は MIT ライセンス、Electron 内の FFmpeg は LGPL 2.1 以降の条件で使用しています。FFmpeg その他第三者構成物の権利は各権利者に帰属し、当社がこれらの権利を独占するものではありません。各構成物には、配布物に含まれる第三者ライセンス・著作権表示が適用されます。本規約と抵触する範囲では、当該構成物のライセンス条件を優先します。
2. LGPL の対象となる構成物について、本規約は、当該ライセンスが認める改変、差し替え、再結合・再リンク、ならびにその改変をデバッグするためのリバースエンジニアリングを制限しません。CC BY その他の第三者ライセンスに基づく利用、複製、改変または再配布の権利も、その条件に従って行使できます。
3. 対象構成物の名称、ライセンス本文、著作者・変更の表示およびソースコードの提供方法等は、同梱の第三者表示と案内によります。当社は、適用されるライセンスに従って必要な表示およびソースコード等の提供を行います。
4. 利用者が第三者構成物を独自に改変・再配布する場合は、その構成物に適用される条件に従います。改変された環境についての保守範囲は個別契約で定めます。ただし、このことにより第三者ライセンスに基づく権利は制限されません。

第 12 条 提供内容とアップデート

1. 当社は、本ソフトの提供に当たり合理的な注意を払い、不具合の申告を受けた場合は、その内容と影響に応じて合理的な範囲で調査し、対応方法を案内します。
2. 2028 年 12 月 31 日までは、メジャーアップデートを含む、すべての製品アップデートを無料で提供します。
3. 2029 年 1 月 1 日以降も、法改正対応、セキュリティ修正、不具合修正、互換性維持など、メジャーバージョン変更を伴わない製品アップデートは引き続き無料です。メジャーアップデートとは、1.x から 2.x のような製品の主要バージョン変更をいいます。2029 年以降のメジャーアップデートの提供条件は、提供前に明示して別途合意します。利用者にその購入を義務付けません。

4. 個別の導入作業、データ移行、運用支援、機器・サーバー・外部サービス費用は、前二項の無料アップデートに含まれません。これらの範囲・期間・対価は、個別契約で定めます。
5. 当社は、明示的に合意した事項を除き、あらゆる端末・OS・NAS・同期サービス・音源形式での動作、無停止、完全な正確性、特定の業務成果、採用・リリースの実現またはすべての誤操作の防止を保証しません。
6. OS や外部サービスの変更等により動作条件が変わる場合があります。更新の適用は、利用者が必要なバックアップと互換性の確認を行った上で判断します。製品アップデートを提供する場合には第 2 項・第 3 項の料金条件を適用します。サポート終了を決定した場合は、合理的な期間を置いて案内し、既に合意した提供義務を一方的に免れません。サポート終了のみを理由として既に交付したバージョンの利用権は終了しません。
7. 本条および第 13 条は、当社の故意・重過失または適用法令により排除できない責任を免除するものではありません。

第 13 条 損害賠償

1. 当社の責めに帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合、当社は、当該事由と相当因果関係のある現実に発生した直接かつ通常の損害について責任を負います。逸失利益、特別な事情から生じた損害および間接損害は、当社がその事情を知りまたは知り得た場合を含め、賠償の対象外とします。
2. 当社の通常の過失に基づく損害賠償の総額は、同一の利用許諾契約に基づき本ソフトの対価として利用者が支払った利用許諾料の総額を上限とします。無償評価版等については、申込み前に明示して合意した責任上限がある場合に限り、その上限を適用します。
3. 前二項の責任制限は、当社の故意もしくは重過失による場合、生命・身体への侵害に係る場合、または強行法規に反する範囲では適用しません。
4. 利用者のバックアップ、確認または環境管理に関する義務は、当社に責任がある場合まで当然にその責任を免除するものではありません。損害の発生・拡大について双方に原因がある場合は、適用法令に従って負担を判断します。

第 14 条 使用者と認証情報の管理

1. 利用者は、使用者の追加・削除、管理者権限、共有フォルダのアクセス権限および端末の管理を行います。ログイン機能を無効にした場合を含め、端末と保存領域に対するアクセス管理は利用者が行います。
2. 利用者は、パスワードおよび管理者の復旧コードを適切に保管します。一般使用者のパスワード再発行および管理者の復旧は、本ソフト所定の手順で行います。当社は、すべての環境について認証解除やデータ復旧が可能であることを保証しません。
3. 別途復旧支援を依頼する場合、当社は、権限の確認と復旧方法について利用者と合意した上で対応します。本規約は、当社が利用者の同意なく認証を回避し、データにアクセスする権限を認めるものではありません。

第 15 条 地位の譲渡

利用者は、当社の事前の書面または電磁的記録による承諾なく、利用許諾契約上の地位または本ソフトの利用権を第三者へ譲渡し、担保に供し、もしくは承継させてはなりません。同一の利用者内での端末の交換・移行は、これに該当しません。法令上の包括承継については、適用法令に従うものとします。

第 16 条 反社会的勢力の排除

当社および利用者は、自らおよびその役員が反社会的勢力に該当せず、これらへの資金提供その他の関与を行わないことを表明し、確約します。いずれかの当事者がこれに違反し、または暴力的・脅迫的な要求、詐術その他これらに準ずる行為を行った場合、他方当事者は催告なく利用許諾契約を解除できます。

第 17 条 契約の終了とデータの取扱い

1. 当社または利用者は、相手方が本規約または個別契約に違反し、14 日以上相当期間を定めて是正を求めても是正されない場合、利用許諾契約を解除できます。是正が不可能な重大な違反、重大な不正配布その他信頼関係を維持できない事由については、催告なく解除できます。
2. 利用者は、当社への通知により利用を終了できます。契約成立後の任意の利用終了について、既に提供した利用許諾の対価は、個別契約に別段の定めがある場合を除き返還しません。ただし、当社の債務不履行による解除その他法令上認められる返還請求は妨げません。
3. 利用許諾が終了した場合、利用者は本ソフトの通常利用を停止し、合理的な期間内にその複製を削除します。ただし、終了から 30 日間、既存の利用者データの確認・書き出し・移行に必要な範囲でのみ利用できます。第 11 条の第三者構成物について独立して有する権利は、そのライセンスによります。
4. 利用者データの権利と保管は、利用許諾の終了によって失われません。利用者が正当な権限で保有する音源・歌詞・管理データ・出力物の削除は求めません。
5. 契約終了後も、未履行の支払義務、第 6 条、第 9 条の秘密保持・情報取扱義務、第 11 条、第 13 条、本条および第 19 条は、その性質上必要な範囲で存続します。

第 18 条 規約の変更

1. 本規約の変更は、原則として当社と利用者の合意により行います。民法第 548 条の 4 が適用される場合は、同条の要件を満たす範囲で、変更の必要性、相当性その他の事情を踏まえて変更できます。
2. 当社は、変更内容、効力発生日および変更理由を、適切な期間を置いて、電子メール、配布案内その他利用者が確認・保存できる方法で通知または周知します。法令上、効力発生前の周知が必要な場合はこれを行います。
3. 既に許諾したバージョンの継続利用について、新たな月額・年額課金、台数・使用者数制限、またはライセンスキー・オンライン認証を、利用者の個別の明示的な合意なく義務付けません。単に通知後も既存バージョンを利用したことのみを、その合意とは扱いません。

第 19 条 準拠法と紛争解決

1. 本規約および利用許諾契約は、日本法に準拠します。疑義または紛争が生じた場合、当社と利用者は誠実に協議して解決に努めます。
2. 第一審の合意管轄裁判所を定める場合は、個別契約で書面または電磁的記録により合意します。合意がない場合は、法令により管轄を有する裁判所によります。
3. 本規約の一部が無効または執行不能とされても、その他の規定は、法令上許される範囲で引き続き有効とします。事業目的ではない個人に強行法規が適用される場合、その権利を本規約で制限しません。

第 20 条 問い合わせと通知

本ソフトおよび本規約に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。当社と利用者の契約上の通知は、別途合意した方法または届出済みの連絡先への電子メール等、内容を確認・保存できる方法で行います。

提供者 株式会社 BLTP

問い合わせ先 info@bltp.jp

施行日 2026 年 4 月 1 日